

岐阜県高体連バレーボール専門部 専門委員会規定

第1条 県高体連バレーボール専門部規約第22条に基づき、次の専門委員会を設ける。

1. 競技委員会
2. 審判委員会
3. 強化指導普及委員会
4. 記録報道委員会
5. 倫理委員会

第2条 各専門委員会は、専門委員長1名、専門委員若干名を置く。

第3条 専門委員長は支部長会議により推薦し、委員長これを決定し委嘱する。

第4条 専門委員は、部顧問代表者会議において選出し委員長これを委嘱する。

第5条 専門委員の任期は、2年とする。

第6条 専門委員会は、専門委員長が必要と認めた場合随時これを開く。

第7条 専門委員会の決定事項は、部顧問代表者会議の承認を得なければならない。

第8条 専門委員会の経費は、専門委員会の申請により委員長が決定する。

第9条 本規定の変更は、部顧問代表者会議の承認を得なければならない。

第10条 本規定は、昭和43年4月より実施する。

昭和50年3月一部改正

昭和60年3月一部改正

平成10年3月一部改正

平成16年3月一部改正

平成26年3月一部改正

平成28年3月一部改正

平成30年3月一部改正